

令和8年1月7日

令和7年度 福井地方労働審議会
第1回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 令和8年1月21日（水）午後1時30分～
- 2 会 場 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
福井市春山1-1-54
- 3 議 題 (1) 福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会運営規程（案）について
(2) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の諮問について
(3) 関係家内労働者及び関係委託者からの意見申出について
(4) 福井県眼鏡製造業工賃実態調査結果について
(5) 審議事項と審議日程（案）について
(6) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について
- 4 傍聴者数 5名
- 5 要 領
- (1) 希望者は、下記の宛先まで電話によりお申し込みください。
申込締切日は、令和8年1月19日（月）17時00分までです。
電話による申込先
福井労働局労働基準部賃金室 0776-22-2691
- (2) 会場収容人数に限りがございますので、傍聴募集人数を超える場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果については、文書にて通知します。
- (3) 会議当日は、会議開催時刻の10分前までに会場にお越し下さい。会議開始後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は御本人を証明するものをお持ち下さい。
- 6 その他
- (1) 傍聴される場合には、別添の「会議傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨、申し込みの際に御連絡下さい。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せて御連絡下さい。

問合せ先：福井労働局労働基準部賃金室

電話 0776-22-2691

会議傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同一番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影、録画、録音等は、御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行動は謹んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等会議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させことがあります。

福井地方労働審議会